

工場・事業所排ガス中ダイオキシン類調査

調査結果

野洲市内のA事業所、B事業所のそれぞれの産業廃棄物焼却炉を対象に実施。

(単位 : $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$)

実施年度	A事業所	B事業所
平成28年度	(滋賀県による調査結果 : 0.0049) (A事業所による自主調査結果 : 0.030)	0.07
平成29年度	(A事業所による自主調査結果 : 0.037)	0.05
平成30年度	(A事業所による自主調査結果 : 0.37)	0.91
令和元年度	(滋賀県による調査結果 : 0.11) (A事業所による自主調査結果 : 0.25)	0.51
令和2年度	(A事業所による自主調査結果 : 0.038)	0.21
排出基準	<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類対策特別措置法による基準値 $10\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$以下 	<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類対策特別措置法による基準値 $5\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$以下 野洲市環境保全協定(平成23年4月1日締結)による基準値 $1\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$以下

ng : ナノグラム。10億分の1グラム。

TEQ : 毒性等量(ダイオキシン類の各異性体の^{※1)}毒性等価係数に各異性体の実測濃度を掛けた数値を全て足した値。)

m³N : 0°C、1気圧の状態における排ガス体積。

※1) 毒性等価係数 : ダイオキシン類の異性体の中で一番毒性が強い2,3,7,8-四塩化パラジオキシンの毒性等価係数を1として、各異性体ごとに0から1の間で毒性の強さを示す値。